

5月17日(月)4訴訟同時の最高裁判決！ 全ての原告・被害者を救済する判決を

建設アスベスト 訴訟



昨年12月23日
東京1陣原告に謝罪する田村厚生労働大臣



3月22日
京都1陣最高裁弁論入廷する原告・弁護団

国は東京1陣の最高裁決定を受け、田村厚生労働大臣が原告代表に謝罪しています（左上の写真）。全国ではこの4訴訟をはじめ、17の訴訟があります。原告の多くは一日も早い解決を望んでいます。同時に、裁判をしていない多くの被害者への救済制度（原告側が提案する補償基金制度）が必要です。国の早期の決断が求められています。

国はすべての建設アスベスト被害者の救済へ、早期の全国和解と補償基金の創設を直ちに行うべきです

「アスベストが危険だとは元請も現場監督も何も言わなかった」原告達の証言は共通しています。最初の提訴から13年が経ち、国と建材企業の責任は14度の全国各地の地裁や高裁の判決で明らかになっただけでなく、最高裁が判決前に行った上告受理・不受理の決定で、国の上告をほとんど棄却、10社のアスベスト建材製造企業の上告も棄却、これらの法的責任が最終的に確定しています。

最高裁第1小法廷に係属する建設アスベスト訴訟の4訴訟（神奈川・東京・京都・大阪の各1陣訴訟・原告数504人）の最高裁判決が、5月17日（月）午後3時から合同して言い渡されます。アスベストの吸引を原因とする中皮腫や肺がん、石綿肺などの重篤な被害が建設業従事者をはじめとする多くの勤労者や市民に広がっています。アスベストによる労災認定者の半数以上が建設業に従事していた方々です。

「何も知らされずに体を真っ白にして働いた」（原告）
深刻な被害を招いた国と建材企業の責任を最高裁が断罪



建設アスベスト訴訟

あやまれ！つぐなえ！なくせ！アスベスト被害

建設アスベスト訴訟全国連絡会

東京都新宿区北新宿1-8-16 東京土建内

TEL:03-5332-3971/FAX:03-5332-3972

建設アスベスト訴訟とは？

建設産業で働いていた労働者・一人親方等が、中皮腫や肺がん、石綿肺などを発症し、原因となったアスベスト(石綿)建材を製造しつづけてきた建材企業と建設現場の安全確保への措置を取らなかった国を被告に、被害者全員への謝罪と賠償、アスベスト対策を抜本的に強め、被害の根絶を求めている訴訟です。

裁判は全国17訴訟、原告は1100人を越える国内最大のアスベスト訴訟です。最初の提訴(2008年5月)から13年。最高裁の第1小法廷に係属した4訴訟が初の最高裁判決を迎えます。すでに最高裁の上告受理不受理決定で、国の責任、大手のアスベスト建材製造企業の責任が、確定しています。